

実施方針（案）に関する質問書

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
1						目次	第1章1.1(6)の横に“b”と入っておりますが、誤植でしょうか。	ご指摘のとおりです。
2	1	1	1.1			業務目的	業務目的として「下水道管路施設の維持管理業務について、事業者のノウハウ及び創意工夫等を生かし、業務の効率化及び品質の向上を図ることによって、計画的な維持管理（予防保全型）へと転換させる」とされておりますが、本委託で貴市で想定されている「予防保全型」維持管理についてご教示ください。	「予防保全型」維持管理は、以下を実現していきたいと考えています。 ①データ等に基づく適正な維持管理及び状態予測 ②中長期に渡る、ストックの状態、財政収支予測に応じた最適な維持管理手法や頻度などの設定 ③熊本市に特化した独自の判定基準等の策定 本委託では、上記を達成するために、方針や手法の検討、必要なデータの収集・管理、ルール化を確実に進めていくことを想定しています。 また、その際に事業者様のノウハウ及び創意工夫等を求めたいと考えております。
3	1	1	1.1	(2)		対象施設	対象施設の表で、取付け管と公共ますの数量が異なるのですが、なぜでしょうか。	柵引きや地上不明柵等があるため数量が異なっております。
4	1	1	1.1	(4)		本委託の目的	受託事業者のノウハウや創意工夫等による効率化に対するインセンティブはどのように考えられていますか。	入札手続きとして、入札者の提示する技術、専門的知識、創意工夫等を評価する技術点と、入札価格による価格点を総合的に評価し、落札者を決定する総合評価落札方式の採用を想定しており、技術評価をインセンティブと考えております。
5	1	1	1.1	(5)	(2)	履行場所	業務事務所は、貴市建物の一角を事務所として借用できるようご検討いただければ幸いです。または、事業者で賃貸等を探し用意する場合は事務所賃貸の予算確保をお願いいたします。	貸与は想定しておりませんが、営繕費として経費計上することを想定しております。
6	1	1	1.1	(5)	(2)	履行場所	業務事務所について、市が保有する施設（施設の一部）等を現場事務所として貸与していただくことはできないのでしょうか。	貸与は想定しておりませんが、営繕費として経費計上することを想定しております。
7	1	1	1.1	(5)	(2)	履行場所	業務事務所として、市の施設等を無償でお借りすることは可能でしょうか。	貸与は想定しておりませんが、営繕費として経費計上することを想定しております。
8	1	1	1.1	(5)	(2)、(3)	履行場所	通報等があった際は、必ず受託事業者職員が現地対応しなければならないのでしょうか（特に夜間、休日等の業務時間外）。再委託会社の職員でも可能でしょうか。	要求水準に基づいた対応が可能であれば再委託先の職員でも可能です。
9	1	1	1.1	(5)	(3)	履行場所	「事業者は、夜間又は休日等の業務時間外でも専門技術者が2時間以内に現場に到着でき、現場の状況確認及び迅速な対応が可能な体制を整えること。」とありますが、専門技術者として必要な要件があればご教示ください。	専門技術者については、発生した事象について、現場の状況を踏まえた適切な判断及び対応の手配が可能な技術者を想定しております。（詰まりであれば調査・清掃の判断及び対応の手配が可能な技術者）
10	1	1	1.1	(5)	(3)	履行場所	「専門技術者が2時間以内に現場に到着」とありますが、専門技術者の定義とどの時点から2時間であるか、ご説明いただきたいと思います。	・専門技術者については、発生した事象について、現場の状況を踏まえた適切な判断及び対応の手配が可能な技術者を想定しております。（詰まりであれば調査・清掃の判断及び対応の手配が可能な技術者） ・2時間以内の現場到着については、市民や上下水道局等からの通報等があった時点からと考えております。
11	2	1	1.1	(6)	(1)イ	データ管理支援	実施方針、計画的維持管理、日常的維持管理のそれぞれにデータ管理工と記されています。自社の維持管理データベースを活用したいと考えていますが、データ管理について、すでにご検討されている事項はございますか。	データ管理について、すでに検討している事項については、要求水準書P22、23内の4.3.1実施方針データ管理工、4.3.2計画的維持管理データ管理工、4.3.3日常的維持管理データ管理工に記載のとおりです。
12	3	1	1.1	(6)	(※1)	注釈（修繕等対応）	100万円以下の軽微な修繕について、どの時点で見積りを提出するのでしょうか。事前提出の場合、対応の遅れにつながる恐れがあります。	事後提出の対応も想定しています。但し、年間の修繕上限額など事後対応とする際の要件や、見積書の標準提出期限は設定する予定です。

実施方針（案）に関する質問書

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
13	3	1	1.1	(6)	(※1)	修繕等対応について	「100万円以下の軽微なものは、本市との事前協議を必要とせず、事業者自らの判断で自発的に履行でき（ただし、本市に見積書を提出すること。）」とのことですが、履行後の事後提出でよいという理解でよろしいでしょうか。	事後提出の対応も想定しています。但し、年間の修繕上限額など事後対応とする際の要件や、見積書の標準提出期限は設定する予定です。
14	3	1	1.1	(6)	(※1)	修繕等対応	1件あたりの費用は、消費税等を含みますでしょうか。	消費税込みです。
15	3	1	1.1	(6)	(※1)	修繕等対応	「本市との協議を必要とする。」とありますが、協議の結果判断をするまでにどの程度の期間を要するのでしょうか。	確認、判断に必要となる的確な状況資料の提示があった場合、1日を基本と考えております。対外協議、検討等が必要な場合は、いつまでに回答が必要なのかを確認の上、回答予定日をお知らせすることを想定しております。
16	3	1	1.1	(6)	(※1)	修繕等対応	夜間又は休日等で市と連絡が取れない際、緊急対応に伴う100万円を超える緊急修繕工事が発生した場合は、事後に見積書を提出して市と協議するという理解でよろしいでしょうか。	緊急対応が必要で、事前協議の時間が確保できない場合は、本市に当該状況を速やかに報告し、協議など通常の手続きは事後対応とする場合もあると想定しています。
17	3	1	1.1	(6)	(4)	災害対応業務	災害時対応について、貴市はすでに（公社）日本下水道管路管理業協会と災害協定を締結されていますが、本業務委託で想定されている災害時対応との関連や位置付け等についてご説明をいただきたいと思っております。	災害は様々な規模、範囲が想定されるため、多様な主体と災害協定を締結することが、リスクへの備えになると考えており、他の災害協定に加えて、本業務委託の受託者と災害時維持修繕協定を締結することを想定しております。また、本業務委託の受託者については、日常の維持管理を行うことから、管路の状況や地理的条件等に精通するため、被災状況把握や二次災害防止等緊急措置・対応について迅速な対応が可能であると考えております。
18	4	1	1.1	(9)	ウ	業務引継期間	2ヶ月間の業務引継期間中、統括管理業務を受託した事業者職員は現地に常駐して引継ぎをおこなうという想定でしょうか？	統括管理者として引継ぎ業務が可能である場合は、必ずしも常駐の必要はございません。
19	4	1	1.1	(9)	ウ	業務引継期間	「令和9年2月1日から令和9年3月31日まで（2か月間）」とありますが、令和6年の間違いでしょうか。	「業務引継期間」は本業務終了に伴う業務の引継ぎのため、期間は記載のとおりです。
20	4	1	1.1	(9)	ウ	業務引継期間	「令和9年2月1日から令和9年3月31日まで（2か月間）」とありますが、2か月間で不足と判断できる場合、期間を延長していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	業務引継は原則として本履行期間内に行なわれるものと想定していますが、次期事業者が決定された後の対応となります。そのため、記載の業務引継期間内に適切な引継が終了するように万全な対応をお願いします。
21	5	1	1.2	(2)		総価契約単価合意方式	総価契約単価合意方式について、合意単価次第では入札の際に提出した金額と事業費が変更になる可能性もあるとの理解でよろしいでしょうか。	当初契約総額については、入札書の総額と同等金額となります。当該方式は、実際の業務量増減や、出来高を適切に反映した支払となるように運用するものです。
22	5	1	1.2	(2)	(6)	総価契約単価合意方式	合意単価が著しく不適当となったときは、スライド協議を行うとありますが、具体的数値をご教示ください。	熊本市工事請負契約約款第26条5項及び第6項を参考に運用することを想定しております。詳細については、本市HPをご確認ください。 https://www.city.kumamoto.jp/hpkiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=3330
23	5	1	1.2	(2)	(6)	(6) 合意単価の変更の協議について ※「総価契約単価合意方式実施要領」P5-（請負代金額の変更方法等）	解説P5によりますと、総価単価方式の場合に合意単価を変更できる事由としては、①数量に著しい変更が生じた場合、②単価合意書の作成の前提となっている条件と実際の条件が異なる場合、③単価合意書に記載されていない工種が生じた場合、④前各号に掲げる場合のほか、単価合意書の記載内容を基礎とした協議が不適当である場合、が挙げられております。上記(5)で③の記載については御座いますが、(6)については委託契約書第16条の2第5項に規定されている事由のみしか合意単価変更の事由として挙げられておらず、①・②・④のような数量の増減が生じた場合やその他合意単価制定時と前提事情が変わった場合一般の場合には、協議に応じていただけない内容となっております。①・②・④についても協議により変更できることにしていただくようご検討いただけませんでしょうか。	(6)については、インフレーション又はデフレーションにより、合意単価が著しく不適当になったときのスライド協議についての記載であり、数量の増減等が関連する内容とは考えておりません。

実施方針（案）に関する質問書

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
24	5	1	1.2	(3)		支払方法	各業務（統括、計画的、日常的）について、以下、お教えください。 ①それぞれの業務間での予算流用は可能なのでしょうか。 ②それぞれの業務で上限額を定めるのか、全体で上限額を定めるのでしょうか。 ③各業務について、年度間の繰越措置が可能なのでしょうか。 ④仮に、それぞれの業務で毎年度の上限額を設定している場合、その上限額に達しなかった場合には減額となるのでしょうか。	①業務間での流用は想定しておりません。 ②契約書毎に支払い上限額を設定します。 ③現時点では想定しておりません。 ④履行期間（3年間）総額での契約で、年度毎の実施数量に応じて、限度額以内で精算払いが可能な契約を考慮しており、限度額に達しなかった場合、履行期間（3年間）を通じた契約額が即減額になるというものではありません。 ただし、履行期間（3年間）での総実施数量等に変更がある場合は、契約変更の対象となります。
25	5	1	1.2	(3)	(1)~(3)	支払方法	各年度の支払限度額未満の場合、その残額は翌年に繰越しとなりますでしょうか。その年の最後の請求月にまとめて支払いとなりますでしょうか。	現時点では繰越を想定しておりません。 履行期間（3年間）総額での契約で、年度毎の実施数量に応じて、限度額以内で精算払いが可能な契約を考慮しており、限度額に達しなかった場合、履行期間（3年間）を通じた契約額が即減額になるというものではありません。 ただし、履行期間（3年間）での総実施数量等に変更がある場合は、契約変更の対象となります。
26	6	1	1.2	(5)	(1)	業務の引継ぎ	「・・・履行開始日までに本件各業務の引継ぎを完了させなければならない。」とありますが、引継ぎが2か月で足りず、その期間が延長された場合、履行開始日はそれに準じて変更となるかもしくは、令和6年4月1日の履行開始日の変更はなく、引継未完了事項のみ、引継を継続との理解でよろしいでしょうか。	履行開始日に変更はなく、引継未完了事項のみ引継ぎを継続します。
27	7	2	2.1	(2)		競争参加資格の確認	「・・・一定の実績を有することなど形式面での資格を有しているかの確認を行う。」とありますが、一定の実績について、どのような実績を求められますでしょうか。	2.5 (4)計画的維持管理企業の入札参加資格、(5)日常的維持管理企業の入札参加資格に記載の業務実績を求める予定としております。
28	7	2	2.1	(3)	(1)	入札価格に対する得点	予定価格は令和5年9月上旬頃の入札公告・入札説明書等の交付時に公表されるといった理解でよろしいでしょうか。	予定価格の公表の予定はありません。
29	7	2	2.1	(3)	(1)	入札価格に対する得点	本案件への参画を検討するにあたり、総事業費がどれくらいの規模になるかはとても大きな要素となります。総事業費について、現時点の想定でも結構ですので、早い段階で公表していただけないでしょうか。（他都市ではサウンディングの段階でおおよその総事業費が公表されている事例が多くあります。）	予定価格等の公表予定はありませんが、参考までに本市の令和5年度下水道事業会計の予算の中で、債務負担行為をすることができる事項として、本件については、期間を令和5年度～令和8年度、限度額を1,068,000千円としております。
30	7	2	2.1	(3)	(4)	入札価格に対する得点	下限値を設けず、安ければ安いほど評価点が高くなる価格重視の選定方法には疑問を感じますし、業務水準の質が下がってしまうことを懸念しますが、価格評価の方法を見直す可能性はありますか。	本事業では、価格競争のみの一般競争入札ではなく、加算方式の総合評価落札方式を採用することを想定しております。 事業者選定にあたっては、学識経験者などの意見を踏まえた上で、技術・価格双方の面から、総合的に最も優れた事業者を選定するものとしています。
31	8	2	2.2			事業者の募集及び選定手順	令和5年3月下旬頃に下水道管路施設包括的維持管理業務に関する個別ヒアリングが予定されていますが、具体的には何をやるヒアリングなのでしょうか。	今回ご提出いただいた質問事項への回答について、説明が不十分な場合や、企業様の意図に沿ったものとなっていない場合などは、今回質問書をいただいた企業様で希望があれば意見交換を想定しております。
32	8	2	2.2			事業者の募集及び選定手順	令和5年3月下旬頃に下水道管路施設包括的維持管理業務に関する個別ヒアリングが予定されていますが、公平性の観点からもヒアリング結果は公表されるとの理解でよいでしょうか。	ヒアリング後、本回答に加筆修正がある場合は、修正後公表します。
33	8	2	2.2			選定手順	令和5年3月下旬に「下水道管路施設包括的維持管理業務に関する個別ヒアリング」に関する記載がありますが、開催が遅れているという認識でよろしいでしょうか。 また、遅れている場合、開催時期をご教示ください。	ご認識の通りです。 今回質問書をいただいた企業様で希望があれば意見交換を想定しておりますので、今回の回答公表後、希望の有無を確認します。

実施方針（案）に関する質問書

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
34	8	2	2.2			事業者の応募及び選定手順	表に実施事項および日程がありますが、業務の引継ぎの期間が、令和6年2月上旬から同年3月31日となっており、市から提供される資料の整理等考えますと、短いと思います。その他、関連して以下もお教えください。 ①要求水準書では、全体業務計画書は契約締結後14日以内に提出するとなっておりますが、落札者公表（令和6年1月上旬）の時点で業務計画作成に必要な資料などは貸与頂けるのでしょうか？ 貸与が困難であれば、契約締結から14日以内に全体業務計画書を作成することは困難であると思われる。 ②1年目の年次計画書の提出期限をお教えください。 ③初月の月次計画書の提出期限をお教えください。 ④コールセンター設置、専用回線設置、住民への緊急連絡先の周知も本準備期間に含まれるのかお教えください。	①基本協定書締結後の貸与になります。 ②令和6年4月1日から、14日以内の提出となります。 ③令和6年4月1日から、14日以内の提出となります。 ④含まれます。
35	9	2	2.4	(3)	(2)	業務実施体制	関心表明書などは評価の対象になるのでしょうか。	本項は技術提案書の評価について記載しております。現時点では、関心表明書を評価対象にする予定はありません。
36	9	2	2.4	(3)		技術提案書の評価	提案書の枚数には上限を設ける予定でしょうか。	上限を設ける予定です。
37	10	2	2.5	(1)		応募者の構成	局の承諾が得られ、部分的な再委託であれば、統括管理業務を含め再委託を禁止する業務は無いとの認識でよろしいでしょうか？	ご認識の通りです。 ただし、統括管理業務については本事業の核となることから、慎重な審査になることをご承知おきください。
38	10	2	2.5	(1)	(1)	応募者の構成	構成員は、共同企業体（JV）でも宜しいでしょうか。 例）統括管理企業の構成員＝A社・B社共同企業体又は再委託での形式を想定しているのでしょうか。	構成員を共同企業体とすることは可能です。
39	10	2	2.5	(1)	(2)	応募者の構成	運営形式については、単独企業、甲型JV、SPC設立等他の形式での構成は検討されていますか。	現在のところ検討しておりません。
40	10	2	2.5	(1)	(2)	応募者の構成	入札参加グループの運営形式について、乙型JVとの記載がありますが、担当する工区を分けるのではなく、業務を分担するという認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
41	10	2	2.5	(1)	(3)	代表企業について	代表企業が必ずしも統括管理業務を行う企業である必要はないという理解でよいでしょうか。	ご認識のとおりです。
42	10	2	2.5	(1)	(3)	代表企業	グループの代表企業は「統括管理企業」である必要はございますでしょうか。	代表企業は統括管理企業を想定しておりますが、必須ではありません。
43	10	2	2.5	(1)	(3)	代表企業	グループの代表企業は、分担金額（出資比率）が最大である必要はないという理解でよろしいでしょうか	ご認識のとおりです。
44	11	2	2.5	(2)	(1)	参加資格要件	建設工事の競争参加資格を有していても、本案件の参加資格要件を満たしていることにはならないという理解でよいでしょうか。	本委託は「業務委託契約」として実施するため、2.5(2)の規定を設ける想定ですが、業務委託での登録がない場合は、「2.6 条件を満たしていない者に対する特例規則」に基づき、入札参加資格に関する審査を申請してください。

実施方針（案）に関する質問書

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
45	12	2	2.5	(3)	(2)	統括管理企業の入札参加資格	統括管理業務に配置できる技術者の資格緩和のご検討をいただければ幸いです。 例：下水道技術認定試験（下水道事業団）等	いただいた内容について理解しましたが、当該記載のまましたいと思いますと考えております。
46	12	2	2.5	(3)	(1) ⁷ (2) ⁴	統括管理企業の入札参加要件	意見：統括管理企業の入札参加要件では土木工事の参加資格者名簿への登録や土木工事に関する有資格者を求めているにもかかわらず、そもそも業務委託での登録がないと本件には参加できないとするのは矛盾があるように感じます。	本委託は「業務委託契約」として実施するため、2.5(2)の規定を設ける想定ですが、業務委託での登録がない場合は、「2.6 条件を満たしていない者に対する特例規則」に基づき、入札参加資格に関する審査を申請してください。
47	12	2	2.5	(3)	(2)	統括管理企業の入札参加資格	統括管理業務に配置できる技術者について、ア～ウの技術者により、入札の際の技術評価点は変わるのでしょうか。	技術評価点については現在検討中です。
48	13	2	2.5	(4)		計画的維持管理企業の入札参加資格	複数の者で分担して実施する場合は、複数の者で次に掲げる要件を全て満たすように構成することとありますが、維持管理を重要視している今回の案件においては、(1) から (4) いずれの要件も満たさない企業は構成員にはなれないという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
49	13	2	2.5	(4)	(4)	緊急時の対応について	原則2時間以内という理解で宜しいでしょうか。	02 要求水準書（案）P7 1.23 (1)、(2)に記載のとおり、平日昼間においては、原則1時間以内、休日または夜間においては原則2時間以内で考えております。
50	13	2	2.5	(4)	(4)	計画的維持管理企業の入札参加資格	「緊急時にテレビカメラ調査及び清掃の対応ができる者であること」とありますが、資機材を所有していない企業は入札参加は認められないという認識でよろしいでしょうか。 ※(5)項 日常的維持管理企業の入札参加資格も同じ	所有以外の形態として例えば、履行期間（3年間）を通じたリース契約を締結しており、緊急時にテレビカメラ調査及び清掃の対応ができることを書面で確認できる者も入札参加対象と想定しております。
51	14	2	2.5	(5)	(6)	緊急時の対応について	原則2時間以内という理解で宜しいでしょうか。	02 要求水準書（案）P7 1.23 (1)、(2)に記載のとおり、平日昼間においては、原則1時間以内、休日または夜間においては原則2時間以内で考えております。
52	14	2	2.6			条件を満たしていない者に対する特例	審査の申請締め切りが提案書提出期間と同時期ですが、万が一、提案書提出後に競争参加資格がないとされた場合、当該企業を構成員とする応募者の提案は無効となるのでしょうか。	無効となります。
53	14	2	2.6			条件を満たしていない者に対する特例	最初から参加資格を有している企業、特例規則で参加資格を認められた企業、いずれであっても業務実施体制における評価への影響、評価点等の差はないと考えてよいでしょうか。	評価点等の差はありません。
54	15	2	2.9	(4)		落札者の決定方法	最低制限価格は設定しないとありますが、品質確保の観点から最低制限価格を設定をご検討いただければ幸いです。	いただいた内容について理解しましたが、当該記載のまましたいと思いますと考えております。

要求水準書（案）に関する質問書

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
1						要求水準書 表紙	令和5年（2013年）3月と記載がありますが、2023年の間違いでしょうか。	ご認識のとおりです。
2	1	1	1.2	(5)		仕様発注	本業務は仕様発注とするとありますが、要求水準書以外に、仕様書、業務手順書、業務処理要領などの仕様に関する資料の開示があるのでしょうか。	開示はありません。
3	4	1	1.13			証明書の交付	市の承諾が必要な証明書及び申請書とは、どのような書面を想定されていますでしょうか。	委託者としての申請等が必要な占用申請などの書類を指します。
4	7	1	1.23			業務事務所等	「緊急を要する際は、～中略～原則1時間以内に現場に到着でき・・・」と記載がありますが、「緊急を要する際」とは、どのような事例を想定されていますでしょうか。	管路のつまりや汚水の流出、道路陥没への対応などを想定しております。
5	20	4	4.1	(1)	イ	データ管理支援	イ データ管理支援について、データ管理支援を再委託することは可能でしょうか。	可能です。
6	20	4	4.3			データ管理支援	現状、貴市ではどのようなシステムを使いどのような管理をしているのでしょうか。（システム及び外部委託の有無等）	東京ガスエンジニアリングソリューションズ(株)製 Tumsyを使用しております。一部、台帳システム入力を外部委託しております。
7	20	4	4.3.1	(6)		GISによる下水道台帳への反映	貴市がGISを導入しているのは理解できましたが、蓄積・管理、データベース化するためのシステムは既存のものがあるのでしょうか。それとも受託者があらたに導入するのでしょうか。	業務完了後に定義書に基づくデータ（shape形式）を納入いただく必要があります。管理、納入をするためのシステムについては、受注者様でご準備いただく必要があります。
8	20	4	4.1	(7)		その他	セルフモニタリングは統括責任者が主導で実施するという理解でよろしいでしょうか	ご認識のとおりです。
9	21	4	4.2	(4)		統括マネジメント	本項は、貴市での次期契約での業務範囲・区域等の拡大を見据え、データを活用した予防保全管理の仕組み検討及び基盤構築を本委託で統括管理の下、行うという理解でよろしいですか。	ご認識のとおりです。
10	21	4	4.2	(5)		統括マネジメント	健全度の予測は、貴市の事前確認・承諾をいただくことを前提として「国土交通省国土技術政策総合研究所「下水道管きょ健全率予測式」以外の手法を提案・実施することは可能ですか。	可能です。
11	21	4	4.2	(8)		統括マネジメント	「PDCAの考え方を取り入れたセルフモニタリング」の具体的な実施方法・項目・内容等は受託者からの提案でよろしいでしょうか	提案をお願いします。
12	22	4	4.3.1	(6)		下水道台帳	「本市が導入しているGISによる下水道台帳に反映できるよう、～後略～」と記載がありますが、貴市が導入されている現システムの納入業者とデータの内容等の詳細をご提示いただけないでしょうか。	東京ガスエンジニアリングソリューションズ(株)製 Tumsyを使用しており、データの内容は、管渠・人孔の位置、管渠高、管径等です。
13	22	4	4.3	(9)		4.3 データ管理支援 4.3.1実施方針データ管理工	「対象施設の状態を適切に把握し、管路施設の機能維持及び使用期間の延命（ライフサイクルコストの縮減）などに寄与する計画を策定」とは、本委託で、維持管理データ等を活用した予防保全管理に基づき、貴市のストックマネジメント計画見直しに資する提案を行うという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。

要求水準書（案）に関する質問書

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
14	22	4	4.3	(2)	4.3 データ管理支援 4.3.1実施方針データ管理工	「管口カメラ、又は管きょ内調査用TVカメラを用いた簡易調査によるスクリーニング技術などを活用」とありますが、貴市の事前確認・承諾をいただくことを前提として、（国内で実績は無いが海外で実績のある）代替の新技术等を提案することは可能でしょうか。	委託数量及び合意金額、実施目的を満たす限り、新技术の活用を含めた提案をしていただくことは可能です。	
15	22	4	4.3	(3)	4.3 データ管理支援 4.3.1実施方針データ管理工	本委託における維持管理データ等を活用した予防保全管理のロジック・枠組みを構築の過程で、「点検・調査・清掃の対象施設、実施時期、概算費用、実施方法、判定項目及び判定基準等について検討する」という理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。	
16	23	4	4.3.3	(3)	データ形式	「本市が指定するデータ形式」と記載がありますが、データ形式の詳細について、ご提示いただけないでしょうか。	定義書に基づくデータ（shape形式）を想定しております。	
17	29	5	5.3.5	(2)	スクリーニング調査工	「新技术等を用いることができる」と記載があり、同(8)には「報告書の作成を求めない」とも記載があることから、民間事業者の自由度が高いと読み取れる一方、P99「別紙14_スクリーニング調査要領」には、簡易的な自走式カメラとして、カメラの仕様が詳細に記載されています。 新技术は日々変化しており、記載の仕様以下でも、さらに安価で同等のスクリーニング調査結果を得られる技術もすでに開発されています。新技术活用を促し、維持管理費を削減するためにも、「別紙14」は参考としていただけないでしょうか。	本業務は、仕様発注であるため、一定の仕様が必要と考えております。	
18	34	6	6.2	(11)	住民等対応（一次対応）	履行期間終了までに予算額に達した場合は、その時点で住民等対応（一次対応）に関する委託を終了することがある。とありますが、その後の対応は貴市が実施するという理解でよろしいでしょうか。	当初数量を上回る場合は、契約変更による対応を想定しておりますが、本市の予算額を超えた場合は、直営での実施も含め、本業務以外での対応を想定しております。	
19	別紙1 P.44	2			業務の数量	表中に記載の数量は、全て3年間の数量を示したものであるという理解で宜しいでしょうか。	3年間の数量です。	
20	別紙1 P.44	2		(3)	住民等対応（一次対応）	夜間・休日の出動対応件数は概ねどの程度でしょうか。	1件/月程度と認識しております。	
21	別紙6 P55	(1)			貸与資料	管路台帳を紙又はシェープファイル形式で貸与する。ただし下水道台帳システムは貸与しないとありますが、独自の下水道台帳システム同等システムにシェープファイルを取り込み使用することは可能という理解でよろしいでしょうか？	ご認識のとおりです。	
22	別紙18 P112	5	(1)	(2)	その他	管きょ更生工の施工に当たり、建設業法に定める有資格者のほか、以下のいずれかの資格を有するものを従事させることとありますが、有資格者は、構成員のみでしょうか？または再委託先従業員まで含めてよろしいのでしょうか？	再委託先までを含めることを想定しております。	

統括管理業務委託契約書（案）に関する質問書

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
1	1					(総則) 第1条 2	通常、契約図書に規定のないものについては、両者が協議して定めるとのみ規定しますが、軽微なものについては、貴市が定めて指示すると追記されております。何が軽微な事項なのかにつき、両者の認識に齟齬が生じる可能性があるかと存じます。	いただいた内容について理解しましたが、当該記載のままとして考えております。
2	1					(総則) 第1条 4	実施方針 1. 2 契約及び支払等に関する事項 2 項にも関連しますが、契約単価が、協議開始の日から14日以内に整わないときは、貴市が決められるものとされております。総価契約単価合意方式実施要領の解説P2でもこちらの期間は14日以内とされておりますが、最初の単価合意は全ての単価について協議することになるかと存じますので、14日以内では時間が不足することもあるかもしれません。場合によっては、期間の伸長を申し入れを可能とすること等についてご検討いただけませんか。	(総則) 第2条4と解しますが、本事業はプロポーザルによる事業者選定方式を採用しておりませんので、契約書・仕様に係る事前交渉は基本的に生じないものと考えております。このため、本市契約の規則に基づき当該違約金の定めを設けておりますので、当該記載のままとして考えております。
3	1,2					(総則) 第1条 5	業務委託料の変更があったときは、当該変更の内容を反映した内訳書を作成、提出についても、上記と同じく場合によっては、期間の伸長を申し入れを可能とすること等についてご検討いただけませんか。	第2条の2 第5項へのご指摘と解しますが、業務委託料の変更が確定するまでに、変更内容を協議・合意する期間があるものと考えております。当該確定後に内訳書を作成する上では十分な期間が確保されていると想定しております。
4	3					(秘密の保持) 第6条	基本協定書第16条の秘密保持義務と本条の優先関係はどちらが上か確認させてください。本条は、秘密情報の開示について一切の例外が御座いませぬので、本条が優先するとなりますと、情報開示につき受託者の制約が大きくなると理解しております。	当該項での秘密は基本協定書で定められる「相手方から受領した情報」ではなく、「本業務の履行に関して知り得た秘密」を対象としております。当該秘密に関して開示する場合は、本市側で判断・公開を行いますので、当該記載のままとして考えております。
5	5					(契約図書等の変更) 第13条	「履行期間又は業務委託料を変更することができる」となっておりますが、公共工事請負契約約款第19条では同様の規定につき「変更しなければならない」となっており、貴市が履行期間や業務委託料につき変更しないこともできるような内容に修正されてしまっております。契約図書や指示の内容を熊本市が任意に変更した場合には、その分の履行期間や委託料は増額変更頂く必要がございますので、「変更しなければならない」に修正することをご検討ください。	いただいた内容について理解しましたが、当該記載のままとして考えております。
6	6					第16条の2 賃金又は物価の変動に基づく 業務委託料の改定	賃金又は物価の変動の基準となるもの（政府統計など）をご教授ください。	熊本市工事請負契約約款第26条5項及び第6項を参考に運用することを想定しております。詳細については、本市HPをご確認ください。 https://www.city.kumamoto.jp/hpkiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=3330
7	6					(業務委託料の変更方法等) 第16条 2	期間変更と業務委託料の変更については、どちらも14日以内に協議が揃わない場合は貴市が定めて通知するものとされております。14日以内は、変更の協議期間としてはよく使われる数字ではございますが、貴市としても十分対応可能な期間であるかご確認下さい。	第16条第1項へのご指摘と解しますが、当該協議開始の日と同条2項のとおり「委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する」としてあります。変更判断に十分な情報整理がなされていない段階と考えられる場合、協議開始までの期間を一定確保した上で通知することを想定しております。
8	7					(不可抗力による損害) 第18条 3	不可抗力の継続による業務の履行困難は、公共工事請負契約約款20条では、中止事由となっておりますが、請負代金の増額は可能となっております。そのため、この解除によって、受注者に損害が生じた場合は、その損害を賠償しなければならないと修正頂くようご検討いただけませんか。	既投資分の資機材については、第18条第1項の協議によるものと考えております。ただし、本事業は業務委託を想定しているため本項については当該記載のままとして考えております。
9	7					(第三者に及ぼした損害) 第19条	カッコ内は公共工事請負契約約款第29条第1項には記載がなく、また受託者が貴市に責任を負うのは、民法に従い受託者の故意又は過失と因果関係のある範囲に限られ、全額ではございません。そのため、カッコ内を削除頂くことをご検討いただけませんか。	いただいた内容について理解しましたが、当該記載のままとして考えております。
10	12					(その他の解除権) 第30条 2	任意解除時の損害賠償額の上限が業務委託料相当額となっておりますが、公共工事請負契約約款第46条1項等ではこのような制限は御座いませぬので、ただし書き以降は削除頂くようご検討いただけませんか。	この場合の解除による損害が業務委託料相当額以上になることは想定していないため、当該記載のままとして考えております。
11	13					(解除の効果) 第32条 3	解除時の既履行部分の委託料及び支払期限については、公共工事請負契約約款上も14日という期間制限が定められておりませぬので、期間制限を削除頂くようご検討いただけませんか。	当該協議開始の日と同条4項のとおり「委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する」としてあります。履行部分の確認判断に十分な情報整理がなされていない段階と考えられる場合、協議開始までの期間を一定確保した上で通知することを想定しております。

統括管理業務委託契約書（案）に関する質問書

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
12	14					(契約不適合責任期間等) 第34条	契約不適合責任期間は、公共工事請負契約約款第57条2項やその他の約款でも成果物の引渡しから2年が一般的です。不適合を知ったときから1年は、民法上の契約不適合責任期間ではありませんが、不適合を知ったときという主観を基準とするものであり、最長引渡しから10年間（民法の消滅時効期間）責任を負うこととなります。以上を踏まえ、契約不適合責任期間を引渡しから2年に期間を変更頂くことをご検討いただけませんかでしょうか。	いただいた内容について理解しましたが、当該記載のままとして考えております。
13	17					【別紙1】個人情報の取扱いに関する特記事項（複写及び複製の禁止）第8条	複写・複製が一切制限されておりますが、業務に支障を及ぼす可能性もございますため、履行目的のため最小限の範囲で行う場合は例外としていただくことをご検討いただけませんかでしょうか。	当該条文のとおり、委託者の承諾があれば、複写・複製は可能です。
14	19					【別紙2】特許権及び著作権等に関する特記事項（著作権の譲渡等）第1条	著作権は全て貴市に譲渡し、著作者人格権の行使を制限されております。貴市の承諾を得られれば成果品提出後にも利用許諾を得られる規定の追加をご検討いただけませんかでしょうか。	著作権が譲渡される対象は本業務の成果物として提出されるものに限定されると解しております。もし、成果物本体の利用を希望される場合には、第4条に基づいて協議の対象とします。
15	19					【別紙2】特許権及び著作権等に関する特記事項（協議事項）第4条	第1条及び第3条により、業務の遂行にあたって発明をした場合の特許及び実用新案を取得する権利の譲渡が定められております。「当該特許権等の取得のための手続き及び権利の帰属等に関する詳細については、委託者と受託者とが協議して定める。」と記載されてはおりますが、特許及び実用新案を取得する権利を譲渡してしまうと、貴市が特許及び実用新案の申請を行えば、貴市が特許権・実用新案権を取得することになります。特許及び実用新案を取得する権利を当社に戻していただく協議が可能か、当社が承諾するまで特許・実用新案の申請を行わないものとしていただけるか等について確認いただけませんかでしょうか。	受託者が、本契約を締結前に有している著作権並びに特許及び実用新案について、本契約終了後も委託者は、成果物に係る全ての著作権並びに特許及び実用新案について、無償で利用できることとしたいと考えております。また、本契約書記載の業務の遂行にあたり、特許権等の対象となるべき発明又は考案を行った場合は、その権利の帰属等は委託者と受託者が協議して定めることとしておりますが、こちらについても、成果物に係る全ての著作権並びに特許及び実用新案については、本契約終了後も委託者は無償で利用できることとしたいと考えております。上記の考えにあたり、原文に一部不備がみられるため、今後修正します。
16	21					別紙4 業務委託料の支払の限度額について	賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更（第16条の2）や大規模災害時対応等における業務委託料の変更（第16条の3）により、変更後の業務委託料の額が支払の限度額を超過する場合、当該限度額は、変更後の業務委託料の額に応じて増額されるという理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。

